

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画
の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令案について（概要）**

令和 4 年 11 月 4 日
内閣府男女共同参画局

1. 改正の趣旨

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）について、民間（常時雇用する労働者 301 人以上の事業主）と同様に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、職員の給与の男女の差異の公表を行うこととされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（１） 「職員の給与の男女の差異」を状況把握の必須項目として規定

現在、「職員の給与の男女の差異」については、特定事業主が必要に応じて把握すべき項目として規定されているところ、当該項目を必ず把握すべき項目とする。また、当該項目については、その任用する全ての職員に係る状況及び職員のまとまりごとの状況をそれぞれ把握するものとする。（第 2 条第 1 項及び第 2 項）

（２） 「職員の給与の男女の差異」を情報公表の必須項目として規定

法第 21 条に基づく情報公表項目として、「職員の給与の男女の差異」を追加し、原則として当該項目を公表することとする。また、当該項目については、その任用する全ての職員に係る実績及び職員のまとまりごとの実績をそれぞれ公表するものとする。（第 6 条第 1 項及び第 2 項）

（３） 施行期日・経過措置

この府令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしているが、各特定事業主が令和 4 年度における「職員の給与の男女の差異」についての状況を把握するには、一定の期間を要することから、この府令による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「新令」という。）第 2 条の規定は、新令第 6 条第 1 項及び第 2 項に基づき情報の公表を行った特定事業主（令和 5 年度中において情報公表を行わなかった特定事業主を含む。）による特定事業主行動計画の策定等について適用することとし、その他の特定事業主による特定事業主行動計画の策定等については、なお従前の例によることとする。

3. 今後のスケジュール

令和 4 年 12 月中旬 公布（予定）

令和 5 年 4 月 1 日 施行（予定）